

居宅介護支援事業所いわさか 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ひだまりが開設する 居宅介護支援事業所いわさか(以下「本事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業者の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態の高齢者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 利用者的心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス又は福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 3 事業を行うにあたっては、利用者の所在する、市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所いわさか
- (2) 所在地 菊池郡大津町大字岩坂433番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員・介護支援専門員と兼務)
管理者は、本事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画又は、居宅支援サービス計画を作成及びサービス担当者会議を開催する。
- (3) 事務職員 1名(非常勤職員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、
12月31日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 営業日の午前8時30分～午後5時30分
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法および内容)

第6条 指定居宅介護支援提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は身分を証する証明書を携帯する。
- 2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 3 使用する課題分析表は、介護支援専門員実務研修マニュアル検討会(熊本)とする。介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者又はその家族に面接を行い、利用者又はその家族の希望を踏まえ、必要な情報を収集し、記録し、解決すべき課題の把握にあたる。課題分析に基づき、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、事業所の相談室・利用者宅その他必要と認められる場所にて行う。サービス担当者会議において各サービス担当者からの意見を聴取し、原案を修正し、居宅サービス計画を作成する。
- 5 作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて、利用者及びその家族に対して充分に説明を行い、文書により同意を得る。
- 6 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続し、居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じ居宅サービス計画の変更等を行う。尚、訪問の頻度は1月に1回以上行い、利用者及び家族から相談があった場合は必要に応じて訪問するとともに1月に1回はモニタリングの結果を記録する。
- 7 利用者の生活全般を支援する観点から、介護給付対象サービスのみならず保険給付対象外サービスの保健医療サービスやボランティアなどによるサービスの利用も努めて盛り込むよう配慮する。
- 8 介護認定の申請手続きの代行や介護保険施設等の紹介等の介護に係る援助を行う。
- 9 市町村からの委託を受けた訪問調査を行う。
- 10 他要介護者の自立に必要な援助を行う。

(利用料及びその他の費用)

第7条

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は無料とし、それ以外は介護報酬上の告示額とする。
- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を

徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。事業所から1キロメートル当たり20円に片道のキロメートル数(整数のみ)を乗じた額とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に該当サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得る。
- 4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、大津町、菊陽町、益城町、西原村、熊本市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密保持)

第10条 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書にて得ておく。
- 3 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後ににおいても、これらの秘密を保持するべき旨を介護支援専門員等との雇用契約の内容とする。

(記録の整備)

第11条 職員の勤務、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年2回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 介護支援専門員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 3 継続研修 年1回
研修に参加した介護支援専門員等は、他の介護支援専門員等に対して伝達講習を行う。
- 4 規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、(有)ひだまりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。